議案第２１７号

上越市高田スポーツセンター条例の一部改正について

上越市高田スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市高田スポーツセンター条例の一部を改正する条例

上越市高田スポーツセンター条例（平成元年上越市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

別表⑴の表中備考以外の部分を次のように改める。

⑴　施設利用料金

施設名	占用利用の上限額（１時間につき）	共用利用の上限額（１人につき）		
		区　分	２時間につき	１月につき
競技場	９００円	一般	３６０円	１，４４０円
		中学生以下	１８０円	７２０円
柔道場	６００円	一般	２４０円	９６０円
		中学生以下	１２０円	４８０円
相撲場	３００円	一般	２４０円	９６０円
		中学生以下	１２０円	４８０円

別表⑵の表上限額の欄を次のように改める。

上限額
２１０円
１１０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。